

天候悪化等への対応について

1. 天候悪化等への対応

(1) 前日までの対応について

前日(休日が間に入る場合は休前日)午後1時以降に対応内容を文書及び tetoru・学校ホームページにて配信します。(休日においては tetoru のみで対応します。)

【連絡する内容】

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」及び「給食の有無」等

(2) 当日朝の対応について

①前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず休校とします。

②学校から前日に「一部休業」または「通常通り」の連絡があったにも関わらず、午前6時の時点で「暴風警報」や「大雨特別警報」、「大雨警報」が発令されている場合、また習志野市に「土砂災害警戒情報」が発表されている場合は【臨時休業】とします。

※谷津南小では、バス通学の関係上、登校時刻を遅らせる対応ができないため。

(3) 当日の朝の登校について、保護者の判断を可とする場合

次の①～③の場合は、臨時休業とはなりませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。その場合、必ず保護者が学校に tetoru や電話で連絡をしてください。その際、気象情報(警報等)が発令されているか、保護者が確認してください。なお、警報が発令されていることによる保護者判断で登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、児童を遅刻・欠席とはいたしません。

裏面あり

①台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。

②急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。

③その他、通学路において安全が確保されていない場合。

※ 気象情報の地域区分は、気象庁のホームページにより、「習志野市」は単独で「二次細分区域」になります。市町村等をまとめた地域の「東葛飾」に含まれます。

2. 小学校が臨時休業・一部休業となった場合の放課後児童会の対応

放課後児童会（学童保育）は当日の午前8時開室に向けての準備を行います。給食がない場合は、弁当持参となります。

○登室する場合は、必ず保護者が付き添います。

○指導員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かります。

3. 給食の対応

○給食の中止を決定した場合は、tetoruで「給食なし」の連絡をします。

○給食中止となった日の給食費は徴収します。

4. 児童の在校時の下校・降園についての措置

児童が在校しているときに、警報・注意報が発令された場合、またはそのような事態が予測されるために下校時刻を変更する場合は、tetoruで保護者へ連絡します。

5. tetoruについて

本校では、緊急時における学校と保護者との迅速な情報共有のため、「tetoru」を利用しています。緊急の時にはtetoruで情報を配信いたします。登録がお済みでない方は登録をお願いいたします。

谷津南小学校 TEL 047-453-1221

FAX 047-453-1222